

こども青少年局未就園児等全戸訪問事業対応業務及び研修専任コーディネーター業務  
会計年度任用職員募集要項

令和7年12月18日  
大阪市こども青少年局

1 募集内容

(1) 募集人数

下記(2)業務内容の(ア)、(イ)各1名ずつ

(2) 業務内容

ア. こども青少年局未就園児等全戸訪問事業対応業務にかかる次の業務を行う。

イ. こども青少年局研修専任コーディネーター業務にかかる次の業務を行う。

【業務内容】

ア.

- ① 把握対象児童名簿作成業務
- ② 関係機関照会業務
- ③ 入国管理局照会業務
- ④ 各区情報提供・訪問調整業務
- ⑤ 他自治体への照会業務
- ⑥ 調査バックアップ業務
- ⑦ その他、児童支援対策担当課長の特命に関する事項

イ.

- ① 講師調整業務等
- ② 会場調整業務等
- ③ 研修資料準備
- ④ 研修開催
- ⑤ 研修記録等の作成
- ⑥ 資料作成業務
- ⑦ 修了証等作成業務
- ⑧ その他、児童虐待への対応にかかる研修の実施に必要な事務及び児童支援対策担当課長の特命に関する事項

2 応募資格

令和8年4月1日から勤務可能な方で、次の要件をすべて満たす方

(1) OA機器の操作に従事した経験のある方  
(エクセル等 OA に関する資格を有することが望ましい)

(2) 地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当しない者

地方公務員法第 16 条各号（抜粋）

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条に規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 任用期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※選考として人事評価などを用いた能力実証を前提とし、再度任用される場合があります。（2 回まで）

4 勤務条件

(1)勤務場所 こども青少年局子育て支援部管理課（児童支援対策グループ）

(2)勤務日数 1 日 7 時間 30 分の勤務時間で週 4 日の勤務日

(3)勤務時間 午前 9 時～午後 5 時 15 分まで（休憩時間 45 分を含む）

(4)休　　日 (a) 日曜日及び土曜日  
(b) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日  
(c) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日

(5)報　　酬 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する要綱別表 3 における「未就園児等全戸訪問事業における資料の作成等に関する補助業務」及び「区役所の職員に対する児童福祉司任用前講習会等の運営に係る補助業務」の職に基づき支給する。

報酬（月額）	176,436円～196,620円
期末・勤勉手当（6月、12月に支給）	約642,887円～約716,432円（6月、12月の合計額）

※採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

※期末手当は、1年目は約2.21月分ですが、再度の任用がされた場合2年目以降は2.525月分となります。

勤勉手当は、1年目は約1.43月分ですが、再度の任用がされた場合2年目以降は2.125月分となります。

※上記の他に通勤手当、超過勤務手当などが支給されます。

※報酬等は募集時点のものですが、今後、給与改定等により変更される場合があります。

#### （6）休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数：12日 付与期間：令和8年4月1日（任用日）～令和9年3月31日（任期満了日）
特別休暇	<p><b>【有給】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夏季休暇　・忌引休暇　・結婚休暇　・災害等による通勤時の出勤困難な場合</li> <li>・産前産後休暇　・配偶者分べん休暇　・育児参加休暇　　等</li> </ul> <p><b>【無給】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生理休暇　・妊娠障害休暇　・育児時間休暇　・子の看護等休暇※1</li> <li>・短期介護休暇※1　・ドナ一休暇　　（※1）別途取得要件あり</li> </ul>

その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。（別途取得要件あり）

#### （7）社会保険

健康保険（大阪市職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険

#### （8）服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
- ・営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

#### （9）その他

申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には、合格を取り消すことがあります。

## 5 選考方法

- (1) 筆記（論文）試験（60分）  
本市課題による論文
- (2) 口述（面接）試験（15分程度）  
個別面接を実施します。

※ 筆記試験及び口述試験の合計得点により決定され、合計得点が一定点数以上のもののうちから成績上位者を合格者とします。なお、補欠合格者は、合格者が採用を辞退した場合において、繰上げ合格として採用することがあります。（この場合、履歴書に記載のあった連絡先（電話番号）に直接連絡します。）

## 6 試験日・会場

- (1) 試験日  
令和8年2月6日（金）  
※後日発送の受験票に記載している時間にお越しください。

### (2) 会場

大阪市役所 地下1階 第2共通会議室  
大阪市北区中之島1-3-20  
Osaka Metro 御堂筋線・京阪電車京阪本線「淀屋橋」駅下車 1番出口北すぐ  
京阪電車中之島線「大江橋」駅下車 6番出口東すぐ

## 7 応募方法について

- (1) 受付期間  
令和7年12月18日（木）～令和8年1月8日（木）まで（締切日到着分まで）
- (2) 提出書類
  - ①大阪市会計年度任用職員採用申込書
    - ・3ヶ月以内に撮影した写真を添付してください。
    - ・電話番号は昼間に連絡がとれる番号をお書きください。
  - ②申し立て書
  - ③パソコン操作経験調査票
  - ④受験案内送付用の定形封筒（長形3号）
    - ・受験票を送付しますので、必ず受験者本人の宛先（住所・氏名）を記載のうえ、110円切手を貼付してください。

※ ①・②・③の様式は大阪市役所ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000626184.html>

ダウンロードできない場合、後掲「提出先及び問合せ先」にて受付期間中の年末年始・土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までのいずれ

かの時間で受け取るか、もしくは、切手 110 円分を貼付し、受験者のあて先を明記した返信用封筒（長形 3 号）を同封のうえ、後掲「提出先及び問合せ先」まで請求してください。

#### （3）提出方法

提出書類一式を封筒に入れ、必ず簡易書留等（送付及び受け取り確認ができる方法）で送付してください。また、料金不足の場合は受け付けません。

#### （4）提出先及び問合せ先

〒530-8201

大阪市北区中之島 1-3-20

大阪市こども青少年局子育て支援部管理課（児童支援対策グループ） 電話：06-6208-8355

※封筒には「こども青少年局管理課児童支援対策グループ会計年度任用職員任用選考試験書類在中」と朱書きで明記してください。

#### （5）受験票の送付

試験の時間等の詳細については、令和 8 年 1 月 19 日（月）までに送付する受験票により受験者本人あてに通知します。なお、令和 8 年 1 月 20 日（火）までに受験案内が届かない場合は翌日午後 5 時までにこども青少年局管理課（児童支援対策グループ）へ連絡してください。

### 8 合否の通知

（1）令和 8 年 2 月 20 日（金）頃までに全ての受験者ご本人あて、書面にて郵送します。合格者は、「任用候補者名簿」に成績順で登録され、その登録順に基づき、任用します。

（2）任用決定（登録）するにあたり、当該名簿登録された任用候補者に事前に連絡を行いますが、本人の都合により合格者が任用を辞退した場合には、候補者名簿順位の最後尾に再登録となります。

※当該名簿の登録期間は、名簿登録から令和 9 年 3 月 31 日までとなりますが、名簿に登録されても任用されない場合があります。

（3）合格後、あるいは、「任用候補者名簿」に登録後、受験資格がないことあるいは申込みの内容に虚偽が認められた場合には、合格及び登録の取り消しをします。

### 9 備考

（1）この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。

（2）受験に際して大阪市が収集した個人情報は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。

（3）応募書類の内容に虚偽があった場合は、任用を取り消すことがあります。

- (4) 車いすを使用されているなど、身体等の事情により、試験会場等に配慮を必要とされる方は、申込みの際にお知らせください。
- (5) 本案件については、令和8年度の予算発効をもって有効とします。

**応募にあたって**

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得た上で、申込を行ってください。

**【大阪市職員基本条例】(抜粋)**

**(倫理原則)**

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

**(職員倫理規則)**

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

**【その他遵守すべき事項の例】**

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと

この試験についての問い合わせは

大阪市こども青少年局子育て支援部管理課（児童支援対策グループ）

(市役所2階／電話：06-6208-8355)